



申し込みは 12月22日(金)まで

家庭用の合併処理浄化槽への転換に補助します

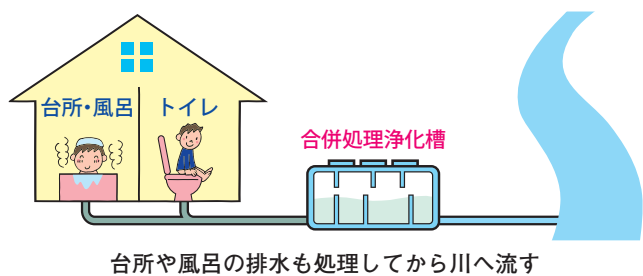
対象地域で家庭用の「単独処理浄化槽」や「くみとり便槽」を廃止し、合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽）を設置する人に、費用の一部を補助しています。

単独処理浄化槽やくみとり便槽では、台所や洗濯などの生活雑排水が処理されずに流されるため、川や海などの水質を悪化させる原因になります。これらを設置している家庭は、トイレ排水と生活雑排水の両方を処理できる合併処理浄化槽への転換をお願いします。

現在、単独処理浄化槽かくみとり便槽を使用している人が、建て替えや増改築により合併処理浄化槽に転換する場合、設置の費用を補助します（15万円から。規模などによって異なる）。今年度中であれば、県の「浄化槽工コ補助金（10万円）」も受けられます。また、建て替えや増改築をせずに合併処理浄化槽に転換する場合は、設置の補助金（33万円から。規模などによって異なる）と、宅内配管工事の補助金（上限30万円）を受けられます。

工事を始める前に申請が必要です。受け付けは12月22日(金)までです。補助の対象となる地域や補助金額など詳しくは、市ホームページ（右記）で確認してください。

問い合わせは、一般廃棄物対策課（☎027-321-1253）へ。



浄化槽は適切に管理してください

汚泥の堆積や浄化槽のひび割れなどにより浄化槽の機能が低下すると、側溝や水路の汚れ、悪臭の原因になります。浄化槽の管理者には、定期的な保守点検や清掃、法定検査が法律で義務付けられています。専門業者に依頼して実施してください。

優良認定浄化槽にはシールを交付

次の①～④の全てを満たし「優良認定浄化槽」として認定された浄化槽には、浄化槽の関係団体からシール（右図）が交付されます。

- ①合併処理浄化槽である②正しく設置されている③適正に維持・管理されている④水質が良好に保たれている



長年にわたり人権活動に尽力

人権擁護委員が法務大臣表彰を受賞しました

長年にわたって本市の人権擁護委員として人権活動に尽力した横田公一さん（吉井町池）が、法務大臣表彰を受賞しました。横田さんは、平成24年から現在まで、人権相談や小学校での人権教室など積極的に活動。

その功績が認められ、今回の受賞となりました。横田さんは「人権教室では、子どもの年齢に合わせて伝え方を工夫することで、人権についてより深く理解してもらえるよう工夫しています。人権相談は、電話や窓口などさまざまな方法で受け付けています。



横田公一さん

何か困っていることがある人は、勇気を持ってまずは相談してください」と話してくれました。

問い合わせは、人権男女共同参画課（☎027-321-1228）へ。

一人で悩まず相談を。無料の人権相談

市は、第1・3火曜日の午後1時30分～3時30分に、無料の人権相談を行っています。近隣のトラブルや家庭内のもめ事など、日常生活で起こるさまざまな人権問題について、人権擁護委員が悩みを聞いて解決の道筋を探します。秘密は厳守するので、気軽に相談してください。

日程や会場など詳しくは、本紙毎月1日号に掲載する相談ガイドで確認してください。



自衛隊や警察、消防などと協力して、水害やテロを想定した防災訓練を実施します。土砂に埋もれた家屋や車両からの救出訓練などを行う他、特殊車両の展示や避難所生活の体験も実施。災害時の自分の行動を計画しておく「マイ・タイムライン」の紹介や、水害の様子をVR（仮想現実）で疑似体験できるコーナーなどもあります。見学は誰でもできます。会場内には駐車場がないので、特設駐車場をご利用ください。詳しくは、市ホームページで確認できます。問い合わせは、防災安全課（☎027-321-1352）へ。

■日時 11月18日(土)午前9時～11時30分
■会場 新町防災アリーナ

高崎市総合防災訓練を実施します

もしもの時に備えて各機関が連携



- 午前7時30分～午後1時に交通規制を行います
- 会場内には駐車場がないので、特設駐車場（P1新町文化ホール・P2上武大学駐車場）をご利用ください。約15分間隔でシャトルバスを運行します



市ホームページ



第三者への住民票などの交付情報をお知らせします 本人通知制度をご利用ください

個人情報の不正請求の早期発見のために「本人通知制度」の利用登録を受け付けています。これは、登録者の住民票の写しなどが代理人や第三者に交付された場合に、交付した事実と内容を登録者にお知らせする制度です。

問い合わせは、市民課（☎027-321-1233）へ。

通知の内容と対象

通知の内容は、交付を請求した人の種別（代理人か第三者の別）、交付した年月日、交付した証明書の種類と通数で、登録者本人宛てに発送します。ただし、国や地方公共団体からの請求など、通知の対象とならない請求もあります。対象となる証明書は次のとおりです。

- 住民票（除票含む）の写し
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄抄本（除籍含む）
- 戸籍附票（除附票含む）

制度の利用には事前の登録を

登録できるのは、次の①②のいずれかに当てはまる

人①登録日に本市に住民登録か本籍がある②過去に本市に住んでいたか本籍があった——です。登録は無料です。

登録を希望する人は、申請書と運転免許証などの本人確認のできる物（代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物と委任状）を持って、市役所1階市民課5番窓口か各支所市民福祉課、各サービスセンターで申請してください。郵送でも申請できます。詳しくは、市民課に問い合わせるか、市ホームページで確認してください。申請書と委任状は、各課と市民サービスセンターにある他、市ホームページからダウンロードもできます。

本人通知制度の更新は有効期間満了日までに

有効期間は、登録日から3年です。有効期間が満了になる人に、事前に通知を発送します。引き続き制度を利用する場合は、更新の手続きが必要です。手続きは、有効期間満了の1か月前からできます。